

## 第 2 編：各論

## 第1章 いつまでも元気で暮らせる健康づくり

### 1 健康づくりの啓発・推進

#### (1) 保健だより (健康増進課)

##### 【事業概要】

各種検診や健康に関する催し等について、市民へ周知を図ることを目的として、事業案内等を取りまとめた「保健だより」を各戸に配布する事業です。

##### 【取り組みの方向】

新聞折り込みによる保健だよりの各戸配布を継続していきませんが、新聞購読をしない家庭が増え、全戸に配布されない状況もあります。全戸配布補完のため、ホームページや広報ながれやまなどの活用、保健だよりを市役所や公民館等へも置くことを検討します。

#### (2) 健康まつり (健康増進課)

##### 【事業概要】

流山市民まつりと同時開催するもので、医療・歯科・薬の相談、毎年テーマに沿った体験や試食などの各コーナーを設けて、健康についての意識啓発を図るイベントです。

多くの市民が参加する市民まつりと同時に行うことで、市民一人ひとりに病気の早期発見、予防の大切さを再確認していただき、心身ともに健やかな充実した生活を送ることにつながるものと考えています。

##### 【取り組みの方向】

市民まつりと同時開催であることを活かし、より多くの方に参加してもらえるように、趣向を凝らし、社会情勢や市民ニーズにあった内容を工夫していくことが重要と考え、健康まつりの開催に取り組んでいきます。

#### (3) ホームページを活用した健康増進 (健康増進課)

##### 【事業概要】

ホームページを活用して、市民に対してわかりやすく健康増進に関わる情報を提供する事業です。利用者にとって見やすいサイトを作成することで、いつでもどこでも手軽に市民が必要とする保健事業や健康情報を確認することができます。

##### 【取り組みの方向】

使いやすく、かつ分かりやすい内容に工夫し、最新情報を提供できるように速やかに更新を行い、今後も保健事業や健康情報を提供していきます。

#### (4) 健康づくり推進員 (健康増進課)

##### 【事業概要】

地域住民に密着した健康的な食生活及び総合的な健康づくりに関する知識や情報を普及させるため、市と地域住民との間のパイプ役となる「健康づくり推進員」を公募しています。

「健康づくり推進員」には生活習慣病の予防のための運動や食生活などについて講習を受けていただき、地域における健康づくりの推進にご協力いただいています。

##### 【取り組みの方向】

今後も糖尿病をはじめとする生活習慣病や生活習慣病予備群の数は増加することが見込まれるため、正しい食生活や総合的な健康づくりを普及させていく役割を担う「健康づくり推進員」の活動を地域に根ざした活動として継続的に取り組んでいきます。

## 2 健康保持・増進(一次予防)

### (1) 健康手帳 (健康増進課)

#### 【事業概要】

市民が自分自身の健康保持、増進のために健康診査等の記録を記載することによって、自分の健康に対する意識を高め、健康管理に役立てることを図ります。

#### 【取り組みの方向】

健康診査等の記録のみではなく、介護保険事業など他の事業と関連させ、内容を充実するとともに、健康意識を高めるための内容を検討していきます。

### (2) 健康教育 (健康増進課)

#### 【事業概要】

検診時や地域の中で健康教育を広く市民に行うことにより、健康づくりに対する自主性を促し、健康増進、健康寿命の延伸を目指していきます。

#### 【取り組みの方向】

項目		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
計画値	回数	104回	105回	106回
	延参加者数	12,589人	12,715人	12,843人

「自分の健康は自分で守る」という考え方の普及啓発活動を継続し、健康づくりに対する自主性を促し、地域や個人に対する適切な情報を提供していくために、できるだけ多くの機会を捉え、健康教育を実施していきます。

### (3) 健康相談 (健康増進課)

#### 【事業概要】

住民が健康で明るく元気に生活できる社会の実現のためには、疾病の早期発見とともに、医療が必要となる状態の発生を予防していくことも重要です。それらの機会として、健康づくりを支えるために市民の身近な存在として心身の健康に関する各種相談を受け、適切な助言・指導を行います。

#### 【取り組みの方向】

項目			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
計画値	一般健康相談	実施回数	1,430回	1,435回	1,440回
		相談者数	1,578人	1,594人	1,610人
	重点健康相談	実施回数	76回	77回	78回
		相談者数	176人	178人	180人

検診の事後指導等としての充実を図り、適切な相談・情報提供ができるように努め、個人のライフステージに応じた支援を行っていきます。また、事業の評価方法の確立を継続して目指していきます。

(4) インフルエンザ予防接種（健康増進課）

【事業概要】

高齢者にインフルエンザの予防接種を行うことにより、個人のインフルエンザの発症や重症化を未然に防止します。また、集団での流行を予防する間接的な集団予防を図ります。

【取り組みの方向】

項目		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
計画値	接種者数	15,339人	18,393人	21,594人

高齢人口の増加により、市内市外を問わず接種者数の増加も予測されます。高齢者のインフルエンザの罹患・重症化を防ぐために、より接種を受けやすい体制づくりを検討しながら、事業を継続していきます。

(5) 訪問指導（健康増進課）

【事業概要】

保健指導等が必要と認められる人及びその家族等へ保健師等が訪問することにより、家庭環境や健康に関する問題を総合的に把握し、対象者及び家族に対して必要な指導を行い、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ります。

【取り組みの方向】

項目		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
計画値	延利用者数	385人	390人	395人
	回数	82回	83回	84回

今後も、保健師等が対象者の家庭を訪問し、生活状況を踏まえて健康に関する問題を総合的に把握して行く上で、対象者の多様なニーズに応えられるよう、より一層、関係機関との連絡・調整を図りながら、取り組みを継続していきます。

(6) 二次予防事業の対象者把握事業（介護支援課）

【事業概要】

要支援・要介護認定を受けていない第1号被保険者（65歳以上）を対象に、介護予防のための基本チェックリストを行うことにより生活機能等の低下が疑われ要支援・要介護となる恐れのある高齢者（二次予防事業対象者）の把握を行います。

【取り組みの方向】

項目			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
計画値	介護予防のための基本チェックリスト実施者数	人数	24,674人	26,112人	27,363人
	二次予防事業対象者数	人数	5,231人	5,536人	5,801人

介護予防のための基本チェックリスト未回収者には電話や訪問等を実施し、その方たちの状況を把握した上で早期に必要な支援やサービスにつなげていきます。また、本事業の目的や介護予防の重要性を周知していきます。

(7) 通所型介護予防事業（介護支援課）

【事業概要】

二次予防事業の対象者把握事業により把握された方を対象に、通所によって、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上を図り、対象者が要支援、要介護状態となることを予防し、自立した生活の確立と自己実現の支援を行います。

【取り組みの方向】

項目		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	
計画値	高齢者 筋力向上トレーニング事業	利用人数	100人	120人	140人
	高齢者 栄養改善事業	利用人数	40人	40人	40人
	高齢者 口腔機能向上事業	利用人数	40人	40人	40人

介護予防のための基本チェックリストにより、二次予防事業の対象者が積極的に参加できるような魅力あるプログラムの設定、参加しやすい形態を検討していきます。さらに、事業のPRや、介護予防についての啓発活動を進めていきます。

(8) 訪問型介護予防事業（介護支援課）

【事業概要】

二次予防事業の対象者把握事業により把握された二次予防事業対象者のうち、心身の状況等により通所型介護予防事業への参加が困難な方の問題を総合的に把握し、必要な相談・指導を実施します。

【取り組みの方向】

保健師等が対象者の居宅を訪問し、その方の状況等を把握し必要な相談や指導を行うとともに、地域包括支援センターと連絡、連携を図って支援をしていきます。

(9) 二次予防事業評価事業（介護支援課）

【事業概要】

二次予防事業の目標値の達成状況を確認し、目標値の見直しや実施方法の改善につなげます。

【取り組みの方向】

国が定めた地域支援事業実施要綱の二次予防評価指標を参考に評価を行い、事業が適切な方法で効果的に実施できるかどうかを評価し、二次予防事業の改善に努めていきます。

(10) 介護予防普及啓発事業（介護支援課）

【事業概要】

介護保険の第1号被保険者(65歳以上)を対象に、介護予防につながる知識の普及啓発を行うことで、高齢者の自発的な介護予防に関する取り組みを促すとともに、住み慣れた地域で自立した生活を送ることを目指します。

【取り組みの方向】

項目		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
計画値	健康教育相談	回数	6回	6回
		人数	180人	180人

高齢者がいつまでも自立して生活していくために、参加者が楽しく参加でき、介護予防のきっかけになるよう取り組みます。また、高齢者の要望に応じた健康教育相談等の事業を随時実施するとともに、介護予防に資する基本的な知識を普及するためのパンフレットの作成及び配布を行い、高齢者の介護予防に対する意識の向上を図ることを目指します。

(11) 地域介護予防活動支援事業（介護支援課）

【事業概要】

65歳以上の高齢者で要介護認定が非該当となり、日常生活上何らかの支障が認められる高齢者を対象に、養護老人ホームに短期宿泊することによって、基本的な生活習慣等の指導を行っていきます。

【取り組みの方向】

項目		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
計画値	高齢者生活管理指導 短期宿泊サービス	利用日数	8日	8日

介護予防の一環として、自立した生活の継続と要介護状態への進行を防ぐため、地域で生活する要介護認定非該当者の高齢者を対象に、自発的な介護予防への支援を行っていきます。

(12) 一次予防事業評価事業（介護支援課）

【事業概要】

地域において介護予防に資する自発的な活動が広く実施され、地域の高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるような地域の構築を目指し、展開した事業が適切に行えているかどうか評価を行います。

【取り組みの方向】

国が定めた地域支援事業実施要綱の一次予防事業評価指標を参考に評価を行い、事業が適切な方法で効果的に実施できているかどうかを評価し、一次予防事業の改善に努めていきます。

(13) 介護予防・日常生活支援総合事業（介護支援課）

【事業概要】

平成24年度から「多様なマンパワーや社会資源の活用を図りながら、要支援・二次予防事業の対象者に対して、介護予防や配食・見守り等の生活支援サービス等を総合的に提供できる事業」として、介護保険法の一部を改正する法律に基づいて、創設された事業です。

【取り組みの方向】

この事業に係る、マンパワーや社会資源、介護保険外サービス等の本市の実情を把握・整理し、実施していくための予防サービスや生活支援サービス等体制を整え事業の開始を目指し取り組んでいきます。

### 3 疾病の早期発見・早期治療(二次予防)

#### (1) 健康診査・特定健康診査 (国保年金課・高齢者生きがい推進課・健康増進課)

##### 【事業概要】

後期高齢者の被保険者を対象に、生活習慣の改善等を通じた疾病予防対策の推進、病気の早期発見、早期治療を目的とした健康診査を行います。また、40歳～75歳未満の国民健康保険の被保険者の方を対象として、主に生活習慣病の予防を目的とした特定健康診査を行います。

特に、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の概念を導入することにより、健診受診者にとっては生活習慣と健診結果、疾病発症との関係が理解しやすく、生活習慣病の改善に向けての明確な動機づけ支援ができるようにすることを目的としています。

##### 【取り組みの方向】

不健康な生活習慣の蓄積から、生活習慣病への発症、さらには重症化を予防することが必要です。

そのため、対象者の受診の機会の確保に努め、受診率の向上を図るとともに、健康診査・特定健康診査及び特定保健指導の総合的な評価、検証に取り組んでいきます。

#### (2) がん検診 (健康増進課)

##### 【事業概要】

20歳以上の市民を対象にがん検診を実施しています。(胃がん、大腸がん、結核・肺がん、子宮がん、乳がん検診についてそれぞれ対象者を設定) また、検診の重要性について、広報ながれやまやホームページにより啓発し、がん検診の受診率向上に努め、がんに関する正しい知識を身につけ、がんの予防や早期発見・早期治療を図ります。

##### 【取り組みの方向】

項目		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	
計画値	胃がん検診	受診者数	6,112人	6,572人	7,116人
		受診率	15.7%	16.9%	18.3%
	肺がん検診	受診者数	7,723人	8,049人	8,399人
		受診率	19.9%	20.7%	21.6%
	子宮がん検診	受診者数	8,150人	8,362人	8,588人
		受診率	33.3%	33.5%	34.8%
	乳がん検診	受診者数	5,869人	6,022人	6,185人
		受診率	47.9%	45.3%	46.6%
	大腸がん検診	受診者数	10,189人	11,082人	12,015人
		受診率	26.2%	28.5%	30.9%

広報ながれやまやホームページにより、重点的に受診勧奨すべき対象者を考慮した啓発を実施し、受診率向上を目指すとともに、要精密検査者への受診勧奨の徹底も図ります。

また、検査機関と協議・連携し、検診の精度管理を徹底していきます。

(3) 歯周病検診（健康増進課）

【事業概要】

高齢期に自分の歯を十分に保有し、食べる楽しみを享受して豊かな人生を送れるようにするため、「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という「8020運動」の基に、歯の疾病を早期発見し、保健指導により早期に疾病の進行を抑制し、歯の喪失を防ぎ、いつまでも元気で暮らせる健康づくりを目指します。

【取り組みの方向】

項目		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
計画値	受診者数	730人	755人	779人
	受診率	0.75%	0.76%	0.76%

できるだけ早期に検診を行い、早期に疾病の進行を抑制することを目指すため、歯周病検診の周知方法や対象者を見直し、受診率の向上を図るとともに、検診結果に沿った保健指導がより適切に行われるようにしていきます。

また、疾病の早期発見にとどまらず、予防に重点を置いた検診を検討していきます。

(4) 骨粗しょう症検診（健康増進課）

【事業概要】

骨粗しょう症は、寝たきりの原因となる骨折の基礎疾患であるとともに、腰痛や脊椎の変形の原因にもなることから、その予防対策は高齢者の健康や自立した生活を維持するうえで重要となります。そこで、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の女性に対して骨粗しょう症検診を実施し、骨粗しょう症に関する健康教育・健康相談により、早期発見・早期治療を図ります。

また、骨粗しょう症予防についての意識啓発を図ることにより、骨粗しょう症予防を推進します。

【取り組みの方向】

項目		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
計画値	受診者数	800人	842人	881人
	受診率	10.3%	10.8%	11.3%

近年の受診率は微増していますが、就業者の多い若年者層の受診率が低い状況であることから、今後も引き続き若年者層への啓発等を図り、受診率の向上に努めます。



(5) 結核検診 (健康増進課)

【事業概要】

平成9年、これまで減少を続けてきた新規結核登録患者数、罹患率が上昇に転じ、平成11年には国が「結核緊急事態宣言」を行いました。先進国の中ではまだ高い状況にあり、わが国の主要な感染症となっています。したがって、結核を早期発見・早期治療し、予防に努める必要があると考えます。また、日本の結核対策は、感染症法に基づいて行われており、定期健康診断は市町村長には一般住民に実施する義務があります。

事業所や各種施設等で結核定期健康診断を受診する機会のない40歳以上の市民に対して、結核検診を行い、結核の発症を早期発見・早期治療し、予防に努めます。

【取り組みの方向】

項目		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
計画値	受診者数	7,723人	8,049人	8,399人
	受診率	19.9%	20.7%	21.6%

今後も受診勧奨すべき対象者を考慮した広報・啓発を実施し、さらに受診率の向上を目指します。また、要精密検査者への受診勧奨を徹底するとともに、関係機関との連携を図っていきます。さらに、より受けやすい検診の体制づくりに取り組んでいきます。

(6) 訪問歯科の推進事業 (健康増進課)

【事業概要】

通院困難な市民に対して、在宅で口腔の継続的な管理が受けられる機会の確保と併せて、かかりつけ歯科医をもってもらい、口腔の相談及び治療について安心して受けられるよう支援し、心身機能の低下防止と健康保持を図るとともに、8020（80歳で20本の歯を残す）を目指した健康づくりを推進します。

【取り組みの方向】

介護支援専門員の認知度が低いこと、在宅での診療内容が限定されること、申請から診療までに時間がかかるなどの課題はあるが、事業開始当時に比べ、かかりつけ歯科医の訪問診療受け入れ体制が整ってきたことなどから、今後は、かかりつけ歯科医のない通院困難な方の相談窓口としての事業の充実に取り組んでいきます。

### (7) 人間ドック利用助成（国保年金課・高齢者生きがい推進課）

#### 【事業概要】

国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者の生活習慣病等の早期発見・早期治療のため、また自己の健康や生活習慣を見直し、健康づくりへの意識付けを高めるため、人間ドック利用に助成を行います。疾病の早期発見・早期治療（二次予防）を行い、さらに自己の健康や生活習慣を見直し、健康づくりへの意識付けを高めることで、利用者負担の軽減、医療費の適正化を図っていきます。

#### 【取り組みの方向】

現在、被保険者の申請に基づき人間ドックの利用承認書を発行しており、健康に対する意識の高まりから、受診件数は毎年増えています。しかし、まだまだ助成制度を知らなかったとの声もあり、周知方法等の工夫が課題と考えます。また、近年、脳ドックの要望も高まっており、これに対する取り組みの必要性も考えられます。

事業の有効性として、被保険者の負担軽減、健康保持増進の一助となっており、今後もさらに広報ながれやま等により啓発し、周知に努め、継続して取り組んでいきます。

### (8) はり・きゅう・マッサージ利用助成（国保年金課・高齢者生きがい推進課）

#### 【事業概要】

健康増進や介護予防等健康づくりへの意識付けを高め、国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者の健康の保持増進に役立て、さらに利用者負担の軽減、医療費の適正化を図っていくことを目指すために、市に登録されている施術所ではり・きゅう・マッサージが利用できるための助成券を交付します。

#### 【取り組みの方向】

毎年、対象者の増加にともない、助成の利用者は増加しています。また、利用者の負担軽減が図られていますが、助成制度を知らなかったとの声もあり、周知方法等の工夫が課題と考えます。

事業の有効性として、被保険者の負担軽減、健康保持増進の一助となっており、今後も継続して行うべき事業と考えます。

## 第2章 生きがいのある地域づくり

### 1 生きがい対策の充実

#### (1) 「まなびピア流山」の発行（生涯学習課）

##### 【事業概要】

生涯学習推進基本構想に掲げた「いつでも、どこでも、誰もがができる生涯学習の推進」を具現化するため、市及び市民団体等が主催する講座やイベントなどの生涯学習情報をまとめたガイドブックを発行し、市民の学習意欲と生きがいづくりに役立てます。

##### 【取り組みの方向】

生涯学習情報をまとめたガイドブック作成のため、毎年度前期・後期に、それぞれ半年先までの情報をさまざまな団体に照会をかけて収集し編集発行していますが、最新情報への対応や掲載情報の検索のしやすさ、活用度合いの確認ができないことなどが課題となっています。

市民の生涯学習推進のために不可欠な、市民向けの生涯学習情報の発信の方法を再考し、さらに満足度の高い情報提供を行います。

#### (2) ホームページを活用した生涯学習（生涯学習課）

##### 【事業概要】

リアルタイムの情報の収集や提供が可能なホームページで、生涯学習に係る情報を提供することにより、高齢者をはじめとする市民の知的好奇心に応え、生きがいある生活づくりに役立てていきます。

##### 【取り組みの方向】

生涯学習情報を更新し、最新情報を提供していますが、さらに多様な情報をわかりやすく見やすく提供することが必要と考えます。

一方、パソコンの普及は目覚ましいものがありますが、パソコンを利用しない高齢者への情報提供は、ホームページを活用するだけでは、情報提供の充実が図れたとは言えないところもあります。

適宜、最新の生涯学習情報を提供し、市民が情報収集しやすいホームページの構築を図ります。

また、より多くの高齢者に事業などの情報が届くよう体験型の事業でPRを行うことで、口コミでの周知を図るとともに、広報ながれやまやホームページでもリアルタイム情報の提供につとめます。

### (3) スポーツ、レクリエーション活動（生涯学習課）

#### 【事業概要】

楽しく参加できるスポーツ・レクリエーション活動を推進するため、高齢者の集いで出前の体育指導を行ったり、総合型スポーツクラブ「おおたかスポーツコミュニティ」において、高齢者向けのプログラムの開催を支援し、高齢者のスポーツ活動等による親睦を深めるとともに、健康の保持、増進を図ります。

#### 【取り組みの方向】

体を動かすことに不慣れな方や集会等に参加しない方に参加をよびかけ、スポーツ・レクリエーションが楽しいものであることを理解し、継続してスポーツを楽しんでいただきながら、転倒や引きこもり、寝たきりの抑止に努めます。

また、高齢者のため移動手段に制限があることから、自宅から徒歩で通える範囲内で事業を展開する必要があると考えます。

できるだけ多くの方にスポーツ・レクリエーションに親しんでいただけるよう、さまざまな機会をとらえて呼びかけていきます。

### (4) 老人福祉センター（高齢者生きがい推進課）

#### 【事業概要】

高齢者が趣味と娯楽を楽しむ憩いの場として、市内在住の60歳以上の方であれば無料でご利用いただけます。施設には大浴場や大中広間、囲碁や将棋を楽しめる和室があります。また、老人福祉センター主催で、陶芸や盆栽、手芸、民謡、水墨画などの講座を開いています。

#### 【取り組みの方向】

老人福祉センターは、耐震診断の結果、耐震強度不足であることが判明しました。このため、補強工事を検討しましたが、建築後約40年が経過し老朽化に伴う修繕が頻発していること、また、風呂用ボイラーが耐用年数を大幅に経過し、早期に交換の必要があることなどを総合的に勘案し建て替えることとしました。

老人福祉センター建替え事業は「後期基本計画」に位置づけ、平成23年度、地積測量図作成業務委託、建築設計業務委託、翌平成24年度、本館建築工事、平成25年度、別館建築工事を行う予定です。その際、老人福祉センターを開館しながら同敷地内空きスペースに新館を建築し、新館の完成後に既存施設を解体することで、利用者に支障のないように取り組んでいきます。

### (5) 市民教養講座（公民館）

#### 【事業概要】

市民を対象に、社会的、現代的課題をテーマとした社会の課題や現代の課題等を理解し、教養を深め、豊かな人生を送るための教養講座を開催し、市民に学習の機会を提供します。

#### 【取り組みの方向】

市民生活が複雑化、多様化する現代社会において、学習ニーズも多岐に渡っており、これまで以上に、必要な社会的課題の把握に努めることが必要と考えます。

市民のニーズや社会の課題を把握、整理して、今後も充実した学習機会を提供していきます。例えば、中高年男性の生活面での自立を支援する講座として「男の料理講座」や団塊世代の問題に関する事業を展開したり、地域での課題に対応していきます。

(6) 流山市ゆうゆう大学 (公民館)

【事業概要】

60歳以上の市民が、より充実した人生を送るために必要な知識や技能を、継続的な集団学習を通して、地域の仲間をつくり、社会参加の喜びと生きがいを持って心身ともに健康な生活を送ることを目指します。

【取り組みの方向】

地域にある各公民館に2年制のゆうゆう大学を5学園開設し、60歳以上の市民の学習ニーズの把握に努め、学園毎に現代的課題として福祉や健康等を中心に学ぶ教養科目、趣味や高齢者のニーズに対応したカリキュラムの選択科目を行い、中高年者の生きがいや学習を通じた仲間づくりを促進していきます。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	第6期	第7期	
中央大学・南流山学園	各72名	※平成24年度下半期に行う第7期生募集に当たって、現行の定員数を参考に決定します。	
北部学園・初石学園	各81名		
東部学園	63名		
計	369名		

(7) 地区敬老行事の支援 (高齢者生きがい推進課)

【事業概要】

多年にわたり社会に尽力いただいた高齢者を敬愛し、敬老思想の普及を図るため、市内各地で開催される長寿を祝う行事を支援します。

【取り組みの方向】

少子高齢社会を迎え、地域でも高齢化が進んでいます。現在の家族形成は核家族の傾向が強く、高齢者との関係が疎遠になりがちで、社会から孤立する高齢者が少なくありません。

本市では、自主性、独自性をもって活動している15地区社会福祉協議会が開催する各種敬老行事に多くの高齢者が参加できるよう引き続き支援します。

(8) 敬老祝金 (高齢者生きがい推進課)

【事業概要】

長寿のお祝いと敬老思想の普及を図るため、88歳、99歳及び100歳以上の高齢者の方にお祝い金を贈呈します。

【取り組みの方向】

年々の平均寿命の伸びは大変喜ばしいことです。しかし、高齢者人口が増加する中で支給額が大幅に増加し、最近では敬老祝い金を縮小廃止している市町村も見受けられます。

本市では、長寿社会に鑑み事業内容の妥当性などを検討し、長寿を敬いお祝いする思想を失うことのないよう取り組んでいきます。

### (9) 敬老バスの運行（高齢者生きがい推進課）

#### 【事業概要】

高齢者の社会参加、高齢者相互のふれあいの推進、生きがい推進など高齢者の福祉の向上を図るため、レクリエーション活動の一助として敬老バスを貸出します。

#### 【取り組みの方向】

現行制度の貸し出しは大型バスが1台であるため、利用者が多い季節は希望日に利用ができない場合があります。

また、人数が30人以上の団体といった制限があるために利用できない少人数の団体があります。

運行業務を完全に委託していることから、可能な範囲内での対象枠を拡大することを検討していきます。

### (10) 福祉会館の運営（社会福祉課）

#### 【事業概要】

高齢者から子育て世代まで、幅広く市民の文化及び教養の向上並びに健康及び生きがいの増進を図るために福祉会館（地域ふれあいセンター）を提供し、市民の生きがい活動を推進しています。

利用者は、市民、市内の事業所に勤務する者または市内の各種団体及び国または公共団体となっており、研修、講座、会議または相談その他の催物、談話、娯楽、趣味、教養またはレクリエーション等に使用しています。

#### 【取り組みの方向】

市内の15福祉会館のうち、築30年を超す施設が大部分を占め、施設の老朽化が課題となっています。

また、利用者の高齢化に伴い、バリアフリー化や正座が困難な利用者が畳の部屋から椅子が使用できる洋間に改築してもらいたいとの要望が出ています。

耐震診断の結果や老朽化の状況を勘案して、施設の改修を図っていきます。

また、サービスの向上と経費節減を図るため、指定管理者制度の導入を進め、現在9か所の福祉会館の管理について指定管理者を指名し、施設管理の効率化を進めています。直営の福祉会館についても順次、指定管理制度を導入していきます。

## 2 就業の支援

### (1) 就業相談 (商工課)

#### 【事業概要】

松戸公共職業安定所と連携して、江戸川台のジョブサポート流山において、管内及び近隣地区の求人情報の提供、職業紹介を行います。また、就労相談・就職情報提供の窓口の充実を図り、高年齢者の雇用を支援します。

#### 【取り組みの方向】

雇用情勢の悪化により、年代に関わらず厳しい就職環境となっています。有効求人倍率は、不安定な動きが続いており、求人票を提出する事業所は即戦力となる人材を求めているのが現状です。

高年齢者の雇用促進、特に就職適応能力をより高めていく面からも、就職適応能力を高める就労支援セミナーの開催や市内に新たに進出してくる事業者の面接会を共催するなど、幅広く雇用の創出を図っていきます。

### (2) 社団法人流山市シルバー人材センターの支援 (高齢者生きがい推進課)

#### 【事業概要】

高齢者に就業の機会を提供しているシルバー人材センターに運営費を補助することにより、高齢者の生きがい推進を図るとともに地域社会への参加促進に貢献します。

#### 【取り組みの方向】

平成22年度国会の行政刷新会議において、シルバー人材センターが民業圧迫しているとの判断から国の補助金が減額となりました。市も国の基準と同額の補助金を支給していたことから同様に減額しましたが、平成23年度の国の補助金はさらに減額となっており、減額による影響を緩和することが必要であると考えます。

社団法人シルバー人材センター運営費補助金交付要綱の交付要件により、運営を補助していきます。

### (3) 雇用促進奨励金 (商工課)

#### 【事業概要】

市内に居住する障害者及び55歳以上65歳未満の高年齢者で、公共職業安定所の特定求職者雇用開発助成金の受給資格決定を受けた人を雇用した事業主に対し、雇用促進奨励金を支援し、障害者及び高年齢者の雇用を促進し、生活の安定を図ることを目的としています。

#### 【取り組みの方向】

雇用情勢の悪化により、公共職業安定所の特定求職者雇用開発助成金対象者は、平成21年度174名、平成22年度251名と増加傾向にあります。本市の奨励金対象者は、公共職業安定所の助成金交付期間後に対象者となることから、本市の対象者も増加するものと思われます。

高年齢者の雇用促進の面から今後も継続して、事業者に奨励金を交付して、対象となる市民の雇用の安定を図っていきます。

### 3 社会参加の促進

#### (1) 老人クラブ活動の支援（高齢者生きがい推進課）

##### 【事業概要】

生きがいや健康づくりをする老人クラブに運営費を補助し、明るい長寿社会の実現と高齢者福祉の向上を図ります。

##### 【取り組みの方向】

高齢者人口が増加する中で、老人クラブの加入率は減少してきており、それに伴い、クラブ数の減少も生じています。

広報ながれやまに勧誘記事を積極的に掲載して、老人クラブの加入の意義を広く普及するなど、PRに取り組んでいきます。

#### (2) シルバーコミュニティ銭湯（高齢者生きがい推進課）

##### 【事業概要】

地域住民のふれあい、コミュニティの活性化、高齢者の健康の増進を図るため、70歳以上の高齢者を対象に毎月12日と22日に、指定公衆浴場を無料で利用できるようにしています。

##### 【取り組みの方向】

高齢化が進む中で利用者の増加が見込まれるため、継続して事業を展開していきます。

#### (3) ひとり暮らし高齢者の招待（高齢者生きがい推進課）

##### 【事業概要】

65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、老人福祉センターへ招待して演芸の観賞や教養講座の受講、また、日帰り旅行を通じて仲間づくりをすることで、生きがいを見出し、引きこもりや介護状態への予防を図ります。

##### 【取り組みの方向】

招待の対象がひとり暮らし高齢者のため、民生委員・児童委員の紹介で参加者を募っていますが、高齢者人口が増加しているにもかかわらず、参加者数は伸びを示していません。

民生委員・児童委員や参加者自身に、身近にいる対象者に声をかけてもらう等のお願いをするなどして、対象者への周知を図るとともに、催しも参加者のニーズに合うような内容となるように取り組んでいきます。

#### (4) ふれあいの家支援（高齢者生きがい推進課）

##### 【事業概要】

65歳以上の高齢者が地域で気軽にふれあえる場として、民家等を活用して「高齢者ふれあいの家」を開設する個人や団体に対して、開設資金及び運営費の一部を助成します。地域の高齢者の引きこもりの防止、地域からの孤立することなく社会参加することで生きがいを見出し、さらに介護予防につなげていきます。

##### 【取り組みの方向】

高齢者が徒歩で通える範囲内の設置が理想であることから、自治会、NPO等に働きかけを行い、市内全域の施設増加に努めていきます。



### (5) ヘルパー養成講座（高齢者生きがい推進課）

#### 【事業概要】

概ね 60 歳以上の高齢者でヘルパー養成講座を受講した人に対して、受講料の一部を助成し、介護ヘルパーの確保及び高齢者自身の生きがい推進や就労機会の拡大を図ります。

#### 【取り組みの方向】

平成 22 年度から実施した事業であり、広く周知を図ることで更なる利用者の増加が見込めるため、PRの工夫に努める必要があります。

広報ながれやま、ホームページ掲載はもちろん、高齢者向けのあらゆる行事イベント等でPRをし、広く周知していきます。後期基本計画において、平成 24 年度までの時限計画であることから、今後、利用状況を見定め、継続します。

### (6) 協働による市民福祉活動の推進（高齢者生きがい推進課・コミュニティ課）

#### 【事業概要】

協働のまちづくりに向けてNPOと行政のパートナーシップを強化し、「自分たち地域の課題は、自分たちで考え、自分たちで解決に向けて行動する」という本来あるべき自治の姿を確立し、地域福祉の向上を目指します。そのため、協働による市民福祉の促進を図り、地域で公益的な市民活動（福祉・環境・まちづくり等）をする団体を支援します。

#### 【取り組みの方向】

NPOと行政が、まちづくりのパートナーとして本市の新しい公共を築いていくための協働の考え方について理解していくことが重要です。そのため、多様性、先駆性及び自主性を兼ね備えたNPOなどに代表される市民活動が、先駆的なチャレンジを試み、新たな公共サービスの担い手として活発な公益活動ができる環境づくりや支援体制を図っていきます。

### (7) 福祉関連NPO活動の支援（社会福祉課・コミュニティ課）

#### 【事業概要】

市民が行う先駆的な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進するため、新たな市民福祉活動を行うNPO法人の立ち上げに必要な資金を貸し付けることにより、市民福祉活動の推進を図ります。

#### 【取り組みの方向】

NPO法人の設立が多かった平成 15 年度当時、市民の要望により「流山市民福祉活動事業運営費資金貸付条例」を制定し、2,000 万円の基金を設けて、限度額 500 万円の資金貸付を行ってきましたが、21 年度を最後に借り入れもなくなっています。福祉活動を行うNPO法人の積極的な事業展開を推進していく必要があると考えます。

市内の福祉活動を行うNPO法人に対し、新規事業の取り組みを促進し、貸付基金の利用を図るよう努めます。

## (8) 地域住民によるボランティア活動の促進

(社会福祉協議会・高齢者生きがい推進課・介護支援課)

### 【事業概要】

地域の自発的な敬老活動や高齢者見守り活動を支援し、地域福祉の推進を図ります。

また、ボランティアとして必要な知識と技能の習得を目指し、社会福祉法人流山市社会福祉協議会と協力し、介護支援ボランティア講座を平成21年度から導入し、ボランティア活動の活性化を図っています。

### 【取り組みの方向】

敬老活動や高齢者見守り活動は、市内15地区社会福祉協議会が実施していますが、実施状況の報告が統一されていないのが現状です。

実施状況報告の統一を図り情報収集に努め、地域住民相互の協力のもとに地区敬老行事や声の訪問活動等を実施する地区社会福祉協議会等の団体を支援していきます。

介護支援ボランティア講座については、受講生のうち半数以上が介護保険施設等でのボランティア活動に従事している状況ですが、さらなる上乗せを図るとともに、講座終了後のフォローアップを行い、質の維持・向上を目指します。

## (9) (仮称) 介護支援サポーター事業による社会参加の促進

(介護支援課)

### 【事業概要】

高齢者の社会参加の一層の促進を図るため、介護の場でのサポート活動の成果をポイントに交換し、これを対価に転換できる仕組みとして、(仮称)介護支援サポーター事業を実施し、高齢者の地域貢献を評価・奨励するとともに、活動を通じた自らの介護予防の促進を支援します。

### 【取り組みの方向】

高齢者の社会参加活動の促進は、社会貢献のみならず、引きこもりや不活発な生活習慣による廃用症候群の発生を防止し、増え続ける要介護認定者の伸びを抑えるための介護予防の効果も十分期待できます。一方では、従事者不足が指摘されている介護現場の後方支援の役割を果たすことでサービスの質の向上にも寄与することが期待できます。

介護の場でのサポート活動を奨励し、こうした効果の実現を図り、もって高齢者が互いに支え合う地域社会の構築を推進していきます。

## (10) 防火・防災・緊急体制(予防課・安心安全課・社会福祉課)

### 【事業概要】

平成20年度に策定した災害時要援護者避難支援計画をもとに、災害が発生した場合に自力では避難することが困難な高齢者、心身障害者等の要援護者の避難支援に取り組んでいくことを目指し、防災関係団体、特に自治会の参加を求め、災害時要援護者も含めた総合防災訓練を実施していきます。

単身高齢者宅の防火診断の実施と住宅用火災警報器の設置を促進することにより、火災予防に努めていきます。

### 【取り組みの方向】

災害時に要援護者の避難支援を担う団体等として、現在、モデル自治会として避難支援体制整備を進めています。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機に、災害時要援護者支援に対する意識の変化等により避難支援計画を実践していきたいという自治会が増えたため、自治会に対する説明会を増やし、さらに計画を推進していきます。

### (11) 消費生活対策（コミュニティ課）

#### 【事業概要】

消費者被害に遭わないよう高齢者に対して、情報提供や未然防止のための啓発講座やパネル展を実施し注意喚起を促し、消費生活の安定向上を図ります。

#### 【取り組みの方向】

社会問題化されるようになった現在でも、悪質業者は、お金・健康・話し相手・住まいの不安などを話題に言葉巧みに高齢者に近寄っており、消費生活センターへ相談する高齢者の割合は、常に高い状況が続いています。

老人クラブの会合への出前講座、身近に高齢者と接するホームヘルパー、地域包括支援センター、民生委員・児童委員への働きかけなどを通し、多くの高齢者に注意喚起を図り、高齢者被害の未然防止に努めていきます。

### (12) 防犯対策（安心安全課）

#### 【事業概要】

高齢者を狙う振り込め詐欺等の犯罪に遭わないために、所轄警察署を中心に防犯意識の高揚を図るための防犯講話を実施したり、地域で防犯活動を行っていただくなどして、その中で高齢者の防犯意識の高揚を図り、高齢者を対象とした防犯対策の啓発を図ります。

#### 【取り組みの方向】

「自分は犯罪に遭わない大丈夫」などの意識が高齢者の中に未だ根強く、さらに、核家族化した中で家庭内での的確な情報提供者がいないことが問題となっています。また、地域での防犯活動の取り組み姿勢が各地域で異なるといった状況もみられます。

所轄警察署及び関係機関と連携し、自治会や老人クラブを対象に防犯講話を実施していきます。地域で高齢者が犯罪に遭わないよう、地域での防犯活動を推進するため支援体制を図ります。また、防犯関係団体で犯罪情報を紙ベースで配布し、市では携帯電話を利用した安心メールの活用を図るなど、引き続き継続していきます。

### (13) 交通安全対策（安心安全課）

#### 【事業概要】

高齢者を対象とした交通安全の啓発並びに交通安全施設の設置と管理を目的としています。全市的な高齢者交通安全教育を推進していきます。

#### 【取り組みの方向】

危険箇所に係る交通安全施設等の整備が不十分な箇所もあり、情報に基づく迅速な対応が要求されています。

ハード、ソフト面からの交通安全対策を総合的に推進するために、地元住民及び関係各課等との連携に緊密化を図っていきます。

## 4 外出の支援

### (1) バリアフリーのまちづくり

(安心安全課・道路管理課・道路建設課・まちづくり推進課・都市計画課)

#### 【事業概要】

急速な高齢化社会の進展に伴い高齢者の自立した日常生活及び社会生活を確保する為、一定規模以上の駅の旅客施設やその周辺道路等のバリアフリー化を推進します。

平成23・24年度の事業により、東武野田線運河駅の自由通路や駅舎及び東口周辺道路の整備においてバリアフリー化を行う他、流山おおたかの森駅周辺における公共交通機関を利用した移動にあたり、支障となるバリアを取除き、高齢者・身体障害者等の移動を円滑化し、利便性・安全性の向上を図ります。

#### 【取り組みの方向】

流山おおたかの森駅西口及び北口の整備が遅れていることから、今後、整備進捗が必要と考えます。

流山市後期基本計画で予定されている箇所（施設）の他、その他の箇所についても機会を得て交通バリアフリー化を図っていきます。

平成23年度から平成24年度にかけて行う東武野田線運河駅の駅舎及び東口周辺道路の整備が完了するため、今後は施設の維持及び改善に向けた働きかけを行っていきます。

流山おおたかの森駅西口及び北口については、整備進捗に合わせてバリアフリー化に取り組んでいきます。

### (2) 道路新設及び改良 (道路建設課)

#### 【事業概要】

高齢者にとっても安全で安心な移動空間を整備するため、歩道の新設や拡幅、バス運行が可能な道路の整備など、道路の整備充実を図ります。

#### 【取り組みの方向】

市内の都市計画道路の整備率は50%に達しておらず、幹線道路のネットワーク構築がまだ不十分です。現状では、交通量のある路線に歩道がない区間もあり、まだ高齢者にとって安全で安心な移動環境が十分整っているとはいえない状況にあります。

つくばエクスプレス沿線整備区域は、広範囲にわたり区画整理事業によって所要の幹線道路が構築されるので、つくばエクスプレス沿線整備区域から続く道路の整備を行い、道路のネットワークを構築していきます。

### (3) 遊具施設等安全対策 (みどりの課)

#### 【事業概要】

公園緑地等における老朽化や機能が低下している施設について、補修、改良または新設を行うことにより、地域住民の需要に応じた施設の充実を図ります。

また、高齢者の公園利用が増加する中で、高齢者に配慮した公園の施設改良を図ります。

#### 【取り組みの方向】

少子高齢化社会の影響で、幼児用の遊具よりも高齢者用施設の要望が多くなっています。また、防災性の向上やより安全で、より快適に利用できる公園への要求が高まる傾向にあります。

このことから、施設整備に際しては、公園の利用実態、防災性、安全性などを検討した上で、地元自治会とも連携を取り整備します。

### (4) 福祉有償運送 (社会福祉課)

#### 【事業概要】

市が主宰する福祉有償運送運営協議会の協議を経て、関東運輸局千葉運輸支局の登録を受けたNPO法人等が自家用自動車を使用して、単独では移動が困難な方に対して、福祉有償運送事業を実施しています。利用にあたっては、介護保険要介護・要支援認定等を受けている者で、福祉有償運送事業者に会員として登録することで、本人及びその付添人がタクシーより低額で利用することができます。

#### 【取り組みの方向】

平成21年度には7事業者であったが、平成23年度は6事業者と減っており、福祉有償運送を行うNPO法人の持込み車両は減少しています。毎年、要介護・要支援認定者は、3,000人程度増加し、利用者も若干、増加しており、潜在的な需要はさらにあると見込まれます。また、事業者の持ち込み車両運転手が年々高齢化してくるという問題もあります。

つくばエクスプレスの開業や駅舎等のバリアフリー化やグリーンバスの運行区間の拡大や民間バス路線の開設などにより、市内の移動は以前よりも負担が少なくなったとはいえ、今後とも高齢化の進展によりひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯が増加することが見込まれます。要介護・要支援認定高齢者等にとっては、自宅から目的地まで直接到達できるタクシーやそれに代わる移送手段が必要であるため、今後ともタクシーを補完するものとして、事業者の適正なサービス提供と利用者の増大を図っていきます。また、車両運転手の高齢化に合わせて、安全運行管理の徹底に取り組んでいきます。

### (5) 高齢者等市内移動支援バス (高齢者生きがい推進課)

#### 【事業概要】

市内で送迎バスを運行している企業等の協力のもと、バスの空席を活用して高齢者の移動支援を行い、積極的に社会参加ができるまちづくりを進め、生きがいのある地域づくりに努めます。

#### 【取り組みの方向】

路線バス等の無い、交通不便地域の高齢者の移動手段を確保する必要があります。運行可能な事業所を発掘し、協力を依頼していくためにどうすればよいか、今後、検討していきます。

## 第3章 地域包括ケアの体制づくり

### 1 地域包括ケアの推進

いわゆる団魂の世代（昭和22年～昭和24年生まれ）の方々が65歳以上となる平成27年度を目標として、第3期計画以降、地域包括ケアの推進を計画の考え方の中心に据えています。

「地域包括ケア」とは、高齢者の生活を地域で支えるためには、介護保険の保険給付だけでは必ずしも十分ではないことから、高齢者のニーズに応じ、①住宅が提供されることを基本としたうえで、高齢者の生活上の安全・安心・健康を確保するために、②ひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯、あるいは認知症の方がいる世帯に対する生活支援、権利擁護等の介護保険の給付対象でないサービス、③介護保険サービス、④介護予防サービス、⑤在宅の生活の質を確保するうえで必要不可欠な医療保険サービスの5つを一体化していくという考え方です。

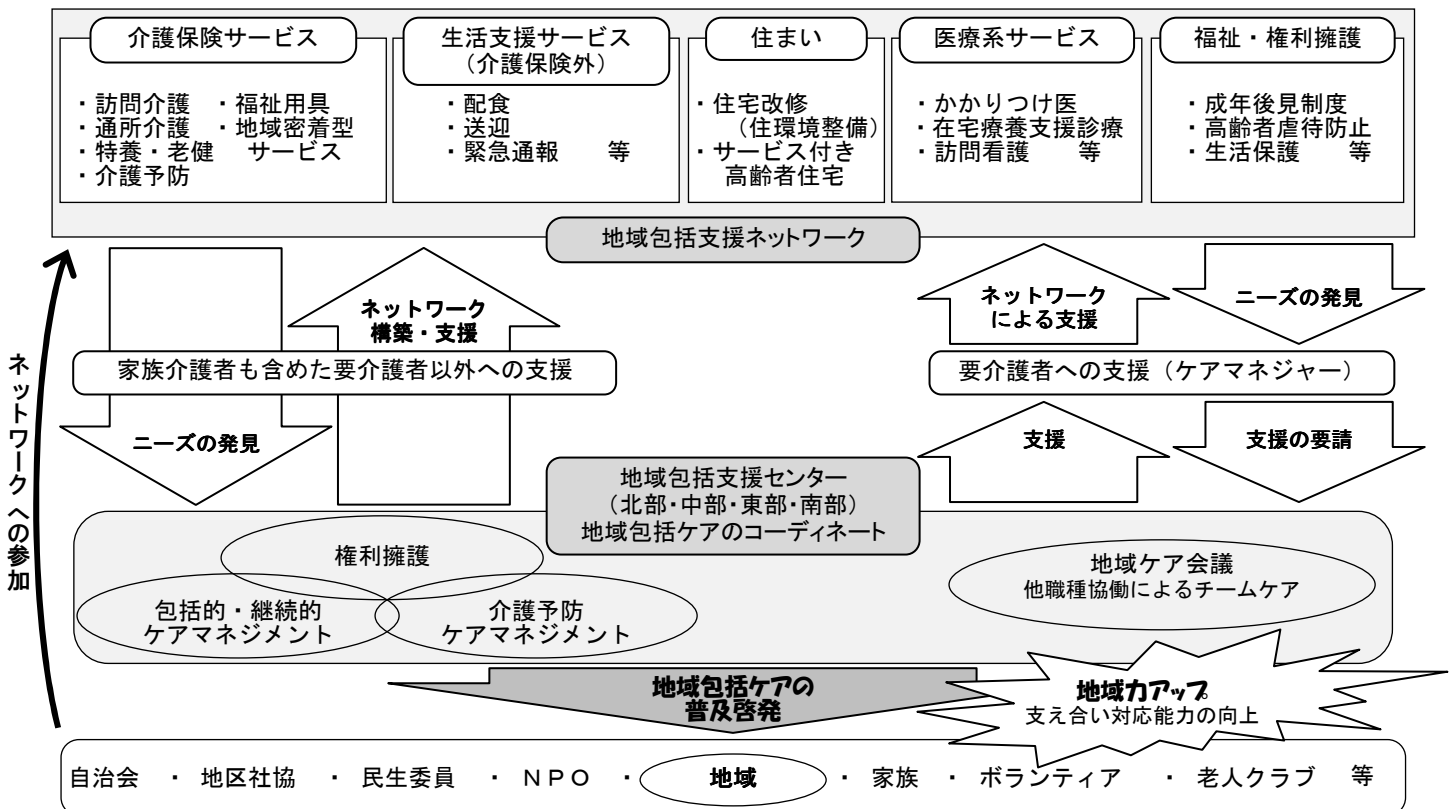
とりわけ、生活スタイルの変化に伴い、ひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯が急速に増えています。こうした方々を中心に、万一、支援や介護が必要な状態になったとしても、その方の状態にあった様々なサービスを総合的に受けることができれば、住み慣れた‘わがまち’で生活を継続することが可能となります。こうしたことから、地域包括ケアを充実強化することが必要となっているのです。

第5期計画では、地域包括ケアの体制の充実強化のために、継続的かつ着実に取り組む方向性をもって諸事業を計画に位置づけています。

#### 【取り組みの方向】

地域包括ケアの充実強化のために、利用者のニーズに応じて、適切に組み合わせられたサービス提供が、継続的（入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供）に行われるようシステム化を図ります。また、日常生活圏域ごとの地域特性等の実情を反映したシステム化を進めるとともに、地域包括支援センターが、さまざまな社会資源を活用してニーズと支援を結び付ける調整機能を果たし、調和のとれた地域包括ケアづくりを推進します。

流山市における地域包括ケアシステムの連携イメージ



## 2 地域包括支援センターの充実強化

### 【事業概要】

本センターは、「総合性」「包括性」「継続性」の3点を主な視点とする「地域包括支援体制」の確立を目指し、「介護保険サービスのみならず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、支え合いなどの多様な社会資源を有機的に結びつけ、ネットワークを構築すること」「高齢者の相談を総合的に受け止めるとともに、訪問して実態を把握し、必要なサービスにつなぐ等の総合相談支援や、虐待の防止など高齢者の権利擁護に努めること」「高齢者に対し包括的・継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメントの構築をすること」「介護予防事業や予防給付が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なマネジメントを行うこと」の基本機能を担います。

また、地域住民のニーズや選択に応じ、医療、保健、介護、福祉サービスを適切かつ適時に提供する地域包括ケアの構築の中核的な機能を担う、高齢者の生活を支える総合機関として運営しています。

### 【取り組みの方向】

地域包括支援センター機能の一層の強化のため、体制の整備（人員確保、スキルアップ）を図っていきます。

また、地域のネットワークの構築、医療との連携強化、多職種協働連携の強化、介護支援専門員支援への更なる充実に向けて「地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会」の意見を踏まえ取り組んでいきます。

さらには、地域包括支援センターをより多くの方に知ってもらい、一層の利用促進を図るため、周知活動をすすめていきます。

地域包括支援センターの運営は、引き続き社会福祉法人等の法人に委託していきます。

### 3 医療との連携の推進

#### (1) かかりつけ医との連携（介護支援課）

##### 【事業概要】

かかりつけ医は、専門医として、過去の病歴など高齢者本人の心身の状態を把握し、傷病の治療、悪化防止、観察や身体の変調への相談など、多角的に把握、理解している立場にあります。

また、要介護認定申請の際は、本人の傷病や生活機能の状態に基づき主治医意見書を作成し、要介護認定審査の重要な資料となる他、介護サービス利用の際は、サービス利用にあたって医学的に留意する事項等を助言するなどの役割を果たします。

##### 【取り組みの方向】

持病等を抱えた高齢者が在宅で安心して療養生活を継続していくためには、あらゆる場面で、かかりつけ医との十分な連携が図られる必要があります。

とりわけ要介護（要支援）認定者のサービス利用の際に、かかりつけ医とケアマネジャーが緊密に連携し本人の心身の状態や生活状況等を適切に反映したサービスを利用することが状態の悪化防止を図る上で大切です。

地域のケアマネジャーで組織されている流山市介護支援専門員連絡会では、「千葉県地域生活連携シート」を利用し、医師とケアマネジャーの情報の共有化を推進しています。市では、こうした活動を支援し、医療と介護の連携強化を図っていきます。

#### (2) 認知症対策に係る医療との連携（介護支援課）

##### 【事業概要】

認知症を抱える高齢者が増え続けています。

認知症への対応は、早い段階から介護サービスの利用による生活機能の維持や介護者の負担軽減を図ることが必要ですが、それとともに、早期に発見し、早期に医療につなぐことが進行の防止を図る上で重要になります。

流山市医師会の協力を得て、認知症教室の開催の他、地域包括支援センターの主催による認知症サポーター養成講座を実施し、より多くの市民に認知症を正しく理解してもらう取り組みを展開しています。

##### 【取り組みの方向】

認知症対策においては、専門家である医師の協力が欠かせません。今後も流山市医師会の協力のもと、増え続ける認知症を抱える方への対策に望む必要があります。認知症講座等の開催を継続し、全市的な認知症への理解の浸透を図り、認知症を抱える方とともに暮らすことができる地域づくりを目指します。



## 4 認知症高齢者対策の推進

### (1) SOSネットワーク（安心安全課・高齢者生きがい推進課）

#### 【事業概要】

警察、市、金融機関、学校、医療機関、老人ホーム、コンビニエンスストア等と連携するとともに、安全安心メールで市民にも協力を依頼し、早期に身柄を保護し、徘徊する高齢者を介護する家族などの安心の一助を図ります。

#### 【取り組みの方向】

徘徊等の行方不明者が広域的に移動した場合、1市だけでの対応では困難となっています。また、徘徊等による行方不明者が発生した場合は、迅速に情報共有を行うことが必要です。夜間や休日となると、連絡に制約が生じることがあります。

認知症の人や家族の不安感の軽減を図るため、今後も事業の継続を図り、また、広域対応、夜間、休日対応を検討していきます。

### (2) 認知症高齢者介護家族への支援（介護支援課）

#### 【事業概要】

介護者支援のため、認知症介護の知識等の習得及び家族（介護者）同士の情報交換や交流を図ることを目的として、市及び地域包括支援センターが各月で認知症を介護する家族のための集いを開催しています。このことにより、介護者の心身の健康保持や介護負担の軽減に努めています。

#### 【取り組みの方向】

認知症介護家族が一人で抱え込まないなど、介護者の精神的負担の軽減の役割を果たしていますが、最近では若年性認知症の介護家族からの相談があり、高齢者の場合と違った家族の抱える状況や課題があります。今後も、高齢者及び若年の認知症介護家族の課題把握に努め、より充実した支援が行えるよう検討していきます。

### (3) 認知症サポーター養成事業（介護支援課）

#### 【事業概要】

「認知症サポーター養成講座」の開催により、地域や職域において認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成し、認知症の方やその家族が安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進していきます。

#### 【取り組みの方向】

高齢化率の上昇に伴い、認知症も増えていくと考えられ、サポーターの養成は今後必要不可欠であると考えます。より多くの市民に受講していただき新たなサポーターを養成していきます。また、充実した養成講座の企画・運営・調整等を図り、PRに取り組んでいきます。

## 5 高齢者の権利擁護に係る施策の推進

### (1) 高齢者虐待防止ネットワーク事業（介護支援課）

#### 【事業概要】

高齢者虐待の予防、早期発見、早期対応のための体制を構築するために、平成20年に創設した「流山市高齢者虐待防止ネットワーク」で、関係機関のネットワークを強化し、高齢者の権利擁護を図ることを目指しています。

#### 【取り組みの方向】

虐待が発生した場合でも、早期に対応できるよう関係機関や関係者が気づきの視点を持ち、一定の流れに沿って対応し再発や悪化を防ぐことが必要であるため、高齢者虐待に関するマニュアルやその他関連する帳票の整備を進めていきます。

また、高齢者虐待防止ネットワーク(全体会及び担当者会)の定期的開催の他、高齢者虐待防止の啓発のための研修会を実施していきます。

### (2) 成年後見制度利用支援事業（介護支援課）

#### 【事業概要】

身寄りがなく成年後見の申立てをする親族がいない高齢者等に対し、市長が申立てを行います。また、後見人等の報酬費用を負担することが困難な高齢者等に対し、所得状況に基づき報酬費用の一部または全部を助成します。

#### 【取り組みの方向】

事業を継続するとともに、市長申立てにより選任された後見人等の連携を図り、適切な後見制度の利用促進を図ります。

また、制度の安定的な運営を図るため、報酬費用助成の対象者の在り方について検討していくとともに、後見人等との連携を強化します。

### (3) 成年後見制度活用促進事業（介護支援課・障害者支援課）

#### 【事業概要】

成年後見制度の普及・啓発促進のための検討会（「流山市成年後見制度検討会」平成23年に発足）を実施し、市が目指す方向やそれに対する取り組みについて検討しています。

#### 【取り組みの方向】

高齢者人口の増加に伴い、今後、成年後見制度の利用ニーズは高まっていくことが予測されます。流山市社会福祉協議会やNPO法人と協力し制度利用に関する相談窓口等の充実に向けて取り組んでいきます。

## 第4章 在宅での生活の継続を支える仕組みづくり

### 1 高齢者福祉サービスの充実

#### (1) 布団乾燥消毒サービス（高齢者生きがい推進課）

##### 【事業概要】

高齢者の自宅での生活維持、及び健康保持を図るため、寝たきり高齢者の方、またはおおむね65歳以上のひとり暮らしの方で布団を干すことが困難な方のお宅に布団乾燥車を派遣して、乾燥消毒を行います。

##### 【取り組みの方向】

項目		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
計画値	登録者数	45人	50人	55人
	利用回数	650回	680回	720回

事業の周知に努め、適正実施を図っていきます。

#### (2) 高齢者外出支援サービス（高齢者生きがい推進課）

##### 【事業概要】

高齢者の自宅での生活を維持し介護状態の進行を防止するため、65歳以上でひとり暮らしの方、または高齢者のみの世帯等の方で、老衰、心身の障害などの理由で一般の交通機関を利用することが困難な方に対して、市の委託を受けた事業者が、移送車両で自宅の玄関から病院や介護保険施設の入り口までの移動及び昇降時の介助を行います。

##### 【取り組みの方向】

項目		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
計画値	登録者数	90人	95人	100人
	利用回数	2,112回	2,172回	2,232回

事業の周知に努め、適正実施を図るとともに、病院の通院及び介護保険関係施設利用時に本サービス提供を行っていますが、公共の交通機関を利用することが困難な方や、家に引きこもりがちな高齢者に対しても、外出の機会を増やす意味から利用内容の検討が必要です。

(3) 高齢者訪問理美容サービス（高齢者生きがい推進課）

【事業概要】

高齢者の自宅での生活を維持し介護状態の進展を防止するため、理容所または美容所に出向くことが困難な在宅高齢者を対象に、訪問による理美容サービスを提供することによって、在宅生活の向上を図り、高齢者の福祉の増進に貢献します。

【取り組みの方向】

項目		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
計画値	登録者数	25人	28人	31人
	利用回数	40回	45回	50回

高齢者の増加に伴い、訪問理容サービスの対象者も増えていくことが予測されます。事業の周知に努め、適正実施を図っていきます。

(4) 日常生活用具の給付等（高齢者生きがい推進課）

【事業概要】

高齢者の自宅での生活を維持し介護状態の進展を防止するため、ひとり暮らし高齢者に対し、緊急通報装置、電磁調理器、火災報知機等の日常生活に必要な用具を給付等することにより、安心した生活が送れるよう便宜を図ります。

【取り組みの方向】

項目		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
計画値	緊通設置 年間件数	31件	32件	33件
	その他 件数	1件	1件	1件

緊急通報装置の設置件数は増加しているが、他の日常生活用具は設置希望が少ない状況です。

社会情勢、生活様式の変化に合わせて、給付内容を見直す必要があると考えています。

(5) 声の訪問事業（高齢者生きがい推進課）

【事業概要】

市内のひとり暮らし高齢者等に対し、地域住民による訪問または見守りを行うことによって孤独感の解消と安否確認をするとともに、ふれあいと支えあいのある心豊かな地域福祉社会づくりを推進します。

【取り組みの方向】

現在、15地区社会福祉協議会中13地区が実施していますが、全地区での実施が必要です。また、活動は、地区独自であり格差も生じています。それぞれの抱える問題もあり解決しなければなりません。

情報交換の場を提供し、それぞれの地域で行っている活動の良い点、悪い点を検討し、事業内容の向上を図っていきます。

(6) 家族介護支援事業 (介護支援課)

【事業概要】

家族介護者に対する慰労金や介護用品の支給等を行い、家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図ります。「在宅高齢者家族介護慰労事業」「在宅高齢者家族介護用品支給事業」「徘徊高齢者等家族支援サービス事業」があります。

【取り組みの方向】

事業

介護保険を利用していない重度の要介護認定高齢者を在宅で介護する市民税非課税世帯の家族を対象に慰労金を支給します。

事業

紙おむつ等の介護用品が必要な介護度中重度の高齢者を在宅で介護する市民税非課税世帯の家族を対象に、利用券を発行し、家族の経済的負担軽減を図ります。

一 ス事業

徘徊高齢者位置探索情報提供サービスを利用した家族介護者を対象に登録料の一部を助成します。

(7) 給食サービス (介護支援課)

【事業概要】

食の調達が困難なひとり暮らし等の高齢者を対象に、栄養改善を図り健康の増進に寄与することを目的として、週3回夕食の提供を行うことで在宅生活の継続を支援します。

【取り組みの方向】

項目		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
計画値	給食サービス	利用食数	48,250食	51,072食
		人数	4,308人	4,560人

高齢者が低栄養状態に陥ることなく在宅生活を継続することができるように、アセスメントを通じてサービスの適切な利用を図ります。

なお、低所得者への配慮として、利用者負担額の軽減措置を実施します。

(8) 福祉サービス未利用者に対するPRの推進

(高齢者生きがい推進課・介護支援課)

【事業概要】

支援の必要な高齢者が適切にサービスの利用ができるように、サービス内容、手続き方法を広く対象者に伝え、必要なサービスを給付し、高齢者の福祉の向上を目指します。

【取り組みの方向】

サービス未利用者の実態把握がなされていないことや各種福祉サービスのPRが十分とは言えないという状況があります。

広報ながれやま、ホームページ、ちらし、ポスターでのPRをはじめ、高齢者向け各種イベントでの体験、経験型PRで参加者の口伝えでの周知などの工夫をしています。

また、転入届の際に案内の配布を行っていき、対象者への周知を図っていきます。

## 2 高齢者の居住に係る施策との連携

### (1) 高齢者向け住宅の提供（建築住宅課）

#### 【事業概要】

3DKに入居する小世帯の住み替えを誘導するなど、世帯人数に応じた適切な規模の住宅への入居を勧めたり、高齢者のためにバリアフリー化した住宅を提供していきます。

#### 【取り組みの方向】

市営住宅の建設には用地を含め多大な経費を要することになるため、既存ストックの有効活用を図っていきます。

また、民間活力の導入により市営住宅の不足を補い、住宅に困窮している市民の住生活の安定に取り組んでいきます。

### (2) 福祉住宅改善相談（高齢者生きがい推進課・介護支援課・障害者支援課）

#### 【事業概要】

介護の必要な高齢者の生活や重度障害者の方が住み慣れた地域で生活を続けるために、バリアフリー化などの住宅改修を行った際に助成することで、経済的負担を軽減し、社会的自立の促進を図ることを目指しています。

#### 【取り組みの方向】

この制度は、障害者と高齢者が対象となっており、それぞれの担当課で行っています。

この制度の利用促進のため、広報ながれやま等などによる周知活動を強化し、サービス提供の拡大を図っていきます。

### (3) 住宅改修支援事業（介護支援課）

#### 【事業概要】

介護支援専門員に対して、ケアプランの利用のない場合の住宅改修に係る理由書作成に対する支援を行うことで、介護保険サービス利用の促進を図るとともに、適正な住宅改修を支援していきます。

#### 【取り組みの方向】

ケアプラン利用のない方の住宅改修の支援として、引き続き実施していきます。

### (4) 住宅改造費の助成（高齢者生きがい推進課）

#### 【事業概要】

高齢者の自宅での生活を維持し介護状態の進展を防止するため、市内の居宅で日常生活を営むために住宅の一部を改造する必要がある高齢者または同居者に対し、改造費の一部を助成することにより、高齢者の自立の促進及び介護に適した住環境づくりを推進します。

#### 【取り組みの方向】

項目		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
計画値	利用件数	50件	55件	60件

介護保険の住宅改修費の上乗せとしての制度であるため、利用者の手続き上の利便を図るためには、事務の統一化が求められます。

介護保険の住宅改修制度との事務の統一化に向けて検討していきます。

### (5) ケアハウス（高齢者生きがい推進課）

#### 【事業概要】

原則として60歳以上で、自炊ができない程度の身体機能の低下が認められ、または高齢のために独立して生活するには不安が認められ、家族の援助を受けられないといった自立生活に不安のある高齢者の居住場所の整備として、ケアハウスの情報を提供します。

#### 【取り組みの方向】

需要に応じた施設計画の策定が必要です。

設置の適正数値の把握に努め計画的に建設指導を行っていくとともに、今後、内容を検討していきます。

### (6) サービス付き高齢者住宅（高齢者生きがい推進課）

#### 【事業概要】

自立生活に不安のある高齢者の居住場所として、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えている中、バリアフリー化など高齢者が暮らしやすい環境を考慮した住まいが必要であることから、事業者による介護付き有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅の整備が進んでいます。

#### 【取り組みの方向】

高齢者住まい法の改正（平成23年10月20日施行）により、高齢者専用賃貸住宅等が「サービス付き高齢者住宅」として再編されました。

日常生活に不安を抱える高齢者の安心した住まいとしての活用や、訪問介護や通所系サービスなどの利用によりお世話が重度な状態になっても、生活の継続ができる住まいとして期待されています。利用ニーズを見極めつつ、民間活力によりバランスよく整備を図って行く方向です。

一方で、入居に際しては、出来る限り流山市民を優先入居させること、他市の被保険者の入居については住所地特例により対応することなど適切な事業者指導を行います。